

# 四季の郷 短期入所生活介護事業所 重要事項説明書 (ショートステイ、予防含む)

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(茨城県指定 第0870401262号)

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人さしま福祉会
- (2) 法人住所 茨城県坂東市逆井3503番地14
- (3) 代表者名 理事長 新谷 嘉延

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業所・平成26年12月5日指定  
茨城県 第0870401262号
- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム四季の郷
- (4) 事業所の所在地 茨城県古河市東間中橋198番地
- (5) 電話番号 0280-33-3311
- (6) 事業所長(園長) 新谷 仁志
- (7) 当事業所の運営方針
  - ① 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨並びに内容に沿ったものとします。
  - ② 契約者の人格を尊重し、常に契約者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、契約者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、契約者が必要とする適切なサービスを提供します。
  - ③ 契約者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
  - ④ 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
  - ⑤ 常に提供したサービスの室の管理、評価を行います。
- (8) 開設年月 平成26年12月5日
- (9) 通常の事業の実施地域 古河市、坂東市、下妻市、結城市、八千代町、境町、五霞町
- (10) 営業日 年中無休
- (11) 利用定員 10人

## 3 職員の配置状況

事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、以下の指定基準を遵守しています。  
園長(1人)、生活相談員(1人)、介護支援専門員(1人)、介護職員(常勤換算20人以上)、看護職員(常勤換算2人以上)、機能訓練指導員(1人)、栄養士(1人)、事務員(2人)、医師(1人)

※特別養護老人ホーム、介護予防短期入所生活介護との兼務になります。

#### 4 利用料金

##### (1) 利用料金

契約書別紙参照

##### (2) キャンセル料

契約書別紙参照

##### (3) 利用中の中止

契約書別紙参照

##### (4) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、7日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、窓口支払となります。

#### 5 サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

##### (2) サービス利用計画の終了

###### ① 契約者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

###### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・契約者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定した場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

###### ③ その他

・契約者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合。契約者やご家族などが当施設や当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、10日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

##### (3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会：自由（ただし、他の利用者のご迷惑にならない時間をお願いいたします。）
- ・外出、外泊：届出を出してからお願いします
- ・飲酒、喫煙：決められた場所で行います。
- ・設備、器具の利用：共有物については、ていねいにご利用下さい。
- ・金銭、貴重品の管理：施設でお預かりします。
- ・所持品の持ち込み：他の利用者に迷惑がかからない物で行います。ナイフ、はさみは厳禁とします。

電気製品については、電気代を実費徴収することがあります。

- ・施設外での受診：家族の方の送迎によります。  
(やむを得ない場合は、最初の¥1,000(最初の1時間)+¥500/以後30分毎の実費にて当施設で送迎します。)
- ・宗教活動：他の利用者の方に迷惑がかからないようにお願いします。（施設内での勧誘、布教活動は禁止させていただきます。）
- ・ペット：持ち込み禁止といたします。

#### 6 緊急時の対応方法

契約者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

7 事故発生時の対応等について

(1) 事故発生時の対応について

介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、ご契約者様の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じるとともに、ご契約者様のご家族、後見人または身元引受人等の関係者に報告連絡させていただきます。

(2) 損害賠償について

ご契約者様に賠償すべき事故が発生した場合には、天災等の不可抗力による場合を除き誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。

8 第三者評価の実施状況

1 あり 実施日： 実施機関名称： 結果の開示： 有・無

2 なし

9 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 鈴木 寿樹

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

四季の郷	電話番号0280-33-3311
古河市役所 福祉部高齢介護課	電話番号0280-92-4921
茨城県社会福祉協議会	電話番号029-241-1133

短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

茨城県坂東市逆井3503-14

社会福祉法人さしま福祉会

理事長 新谷 嘉延

印

説明者

所属：

氏名：

印

私は、契約書および本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所：

氏名：

印

(代理人)

住所：

氏名：

印

※この重要事項説明書は、厚生省令37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

# 個人情報提供同意書

四季の郷 御中

私（サービス契約者甲・家族乙）は、介護サービス計画書に記載された内容及び貴事業所が甲に対してサービスを提供する上で知り得た情報につき、甲がサービスの提供を受けるために必要な限度で、貴事業所が個人に関する情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

甲（契約者） 印

乙（家族） 印